

水源地域での土地取引を行う場合は事前届けを出さなければならない

近年、他道県において、利用目的が明らかでない森林の土地取引が認められ、水源周辺の無秩序な開発が懸念されています。

そこで、富山県では豊かで清らかな水資源を維持保全し、将来の世代に引き継いでいくため、「富山県水源地域保全条例」を制定しました。この条例に基づき、指定を受けた水源地域において、売買などの土地取引を行うとする場合は、契約締結の6週間前までに知事への届け出が必要になります。

また、土地利用者などは、水源地域の保全のための適正な土地利用への配慮が求められることになりました。本市では、市内9か所の水道用水源とその周辺地域が、「水源地域」に指定されました。安全で安心して暮らすことができる環境を将来の世代に引き継いでいくため、市民の皆さんと事業者、県、市が一体となって、水資源の保全に取り組みでいきましょう。

※この条例により、土地取引の規制や通常の土地利用が制限されるものではありません。

地域産業保健センターを「活用」しよう

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象に、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

事業者の方

- ①健康診断結果に基づく医師からの意見聴取
- ②脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
- ③メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導
- ④長時間労働者に対する面接指導

働く方

- ①脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導
- ②メンタルヘルス不調に関する相談・指導
- ③長時間労働による疲労や健康不安に関する面接指導

問合せ先

富山県魚津地域産業保健センター  
☎0765-22-0318  
午前9時～午後5時

詳しくは、県のホームページ  
([http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1711/kj00012925.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00012925.html)) をご覧下さい。

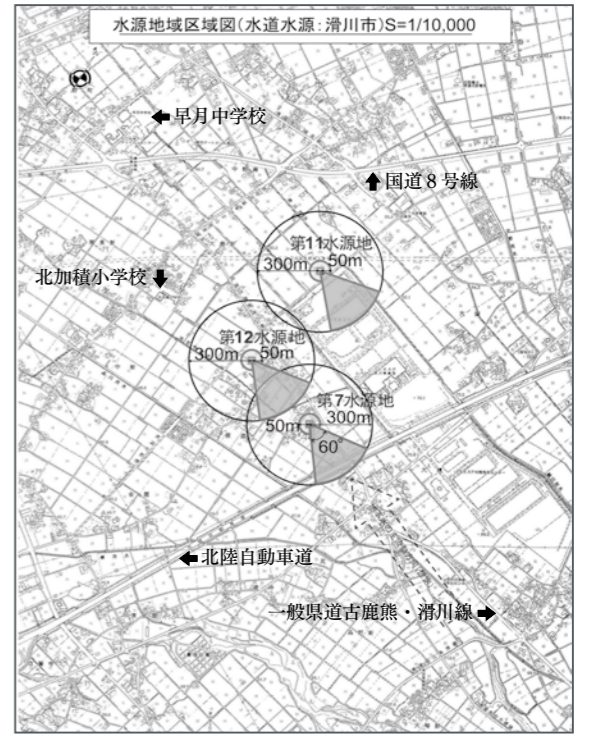
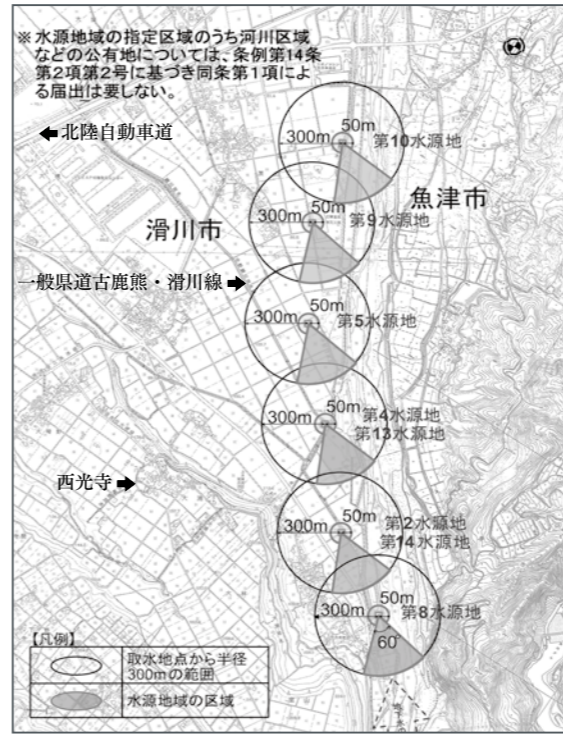
届出・問合せ先

県民生活課  
☎444-3126

◎市内の水源地域（平成26年3月27日指定）公共用水源の取水地点およびその周辺地域

水源名	指定の区域（大字名）
第2水源地域・第14水源地域	滑川市大浦の一部
第4水源地域・第13水源地域	滑川市杉本の一部、大浦の一部
第5水源地域	滑川市栗山の一部、杉本の一部
第7水源地域	滑川市横道の一部、大榎の一部
第8水源地域	滑川市大浦の一部、魚津市鹿熊の一部
第9水源地域	滑川市栗山の一部
第10水源地域	滑川市栗山の一部、魚津市有山の一部
第11水源地域	滑川市中野島の一部、杉本の一部、北野の一部
第12水源地域	滑川市二塚の一部、横道の一部

◎水源地域区域図



「市長の語り」を開催します

各地区で懇談会を開催します。ぜひ、提言したいことや日ごろ感じておられる課題、ご意見などをお聞かせください。

とき 午後7時～午後9時  
ところ 各地区公民館

地区	開催日
山加積	5月7日(水)
中加積	5月9日(金)
滑川西	5月12日(月)
浜加積	5月14日(水)
西加積	5月16日(金)
滑川東	5月20日(火)
早月加積	5月21日(水)
北加積	5月23日(金)
東加積	5月26日(月)

▼問合せ先  
企画政策課（内線223）

「農業情報」を活用しよう

水稲、大豆、園芸作物などの栽培に関する基本技術などについて次のとおり放送しています。ぜひ活用ください。

●ラジオ第一放送（648KHZ）

6月1日は 人権擁護委員のロケ

各市町村には、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が置かれています。今年、6月1日の「人権擁護委員の日」にあわせて特設人権相談所を開設し、皆さんからの人権に関する困りごとや悩みのお相談をお受けします。ぜひ、お気軽にご相談にお越しください。

「人権なやみこと相談所」  
とき 6月1日(日) 午前10時～午後4時

▼問合せ先  
市民課（内線313）

農業者の皆さんへ

5月15日を中心とした田植え（コシヒカリ）を徹底し、高温登熟による品質低下を防止しましょう。

▼問合せ先  
農林課（内線352）

4月から5月にかけては農繁期となりますが、同時に本市特産のホタルイカ漁の最盛期にもあたります。

市バスをご利用ください

市民の皆さんに市の施設や事業の実施状況などを紹介し、市政についての理解や関心を高めていただくため、市政バスを運行します。（申し込みは、個人でも団体でも構いませんが、参加人数が15人に満たない場合や悪天候のときは中止することがあります。）

運行日	運行日
6月 6日(金)・13日(金)	7月 4日(金)・11日(金)
8月 1日(金)・8日(金)	9月 12日(金)
10月 10日(金)	11月 7日(金)

※申し込み多数の場合は、抽選となります。  
※第3希望まで受け付けます。  
※申込期限 5月23日(金)まで  
▼申込み・問合せ先  
企画政策課（内線221）

「いきいき市政講座」のメニューが充実しました

ホタルイカは濁った水を嫌う性質がありますので、農耕の際にはできる限り泥水を流さないよう皆さんのご協力をお願いいたします。

▼問合せ先  
商工水産課（内線342）

平成26年度から、出前講座「いきいき市政講座」が、10テーマ75講座に拡大しました。市の職員が皆さんのもとに出向き、皆さんが知りたい、聞きたい、学びたい内容を詳しくご説明させていただきます。

◎主な新メニュー

講座名	講座内容
キラリンのお仕事紹介します！	キラリンを使った市のイメージアップ施策の紹介
はたるいか海上観光の今昔	100年の歴史を持つ海上観光の歴史を豊富な写真などで紹介
「健康寿命」を延ばすには？	健康増進に関わるさまざまな市の施策を紹介
小中学生の給食は、今・・・	学校給食を中心に滑川の食育施策や人気給食レシピを紹介
魅力ある消防団活動	機能別団員・分団制度の活用について

▼申込み・問合せ先  
企画政策課（内線221）

不法投棄は法律で禁止されており、違反すると5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処せられます。廃棄物は適切に処分しましょう！（生活環境課・滑川市環境保健衛生協議会）